

鋼船規則

規
則

S 編

危険化学品ばら積船

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 規則 第 21 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 2 月 20 日 理事会 承認

2017 年 5 月 9 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

3 章 船体配置

3.1 貨物エリアの隔離 (IBC コード 3.1)

3.1.5 として次の 1 条を加える。

3.1.5 燃料タンクの配置*

引火点が 60℃以下の貨物又は毒性を有する貨物を積載する船舶において、燃料タンクを貨物エリア内に配置する場合には、次の(1)から(6)による。

- (1) 貨物タンクと境界を共有する燃料タンクは、貨物タンクブロックの内部に配置してはならないが、当該貨物タンクブロックの前端及び後端に、コファダムに代えて配置して差し支えない。
- (2) 燃料タンクは、貨物タンク又はスロップタンクの全体又は一部にわたって配置してはならないが、独立タンクとし燃料の流出及び火災安全に対する考慮が払われている場合には、貨物エリア内の開放甲板上に配置することを認める場合がある。
- (3) 燃料タンクは、本編 2 章の規定により貨物タンクを配置することが認められない範囲にわたって配置してはならない。
- (4) 燃料タンクに隣接するタンクに積載することができる貨物が制限されることについて十分な注意を払わなければならない。
- (5) 独立した燃料タンク及びポンプを含む関連する燃料管装置は、それぞれ、通常の燃料タンク及び機関区域に配置される関連燃料管装置と同様のものとすることができる。
- (6) 電気機器は、H 編に規定する危険場所に対する要件を考慮したものでなければならない。

附 則

1. この規則は、2017 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査申込み又は改造検査申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 達 第 20 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 6 月 1 日 達 第 20 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

改正その 1

S14 人身保護設備

S14.2 安全装具

S14.2.2 を次のように改める。

S14.2.2 安全装具の構成

規則 S 編 14.2.2 に規定する安全装具については、次による。

- (1) 20 分間作業するための空気ボンベの容量は、常圧における開放空気容積が 800l 以上のものとする。
- (2) 自蔵式呼吸具は、次の(a)及び(b)に該当するものをいう。
 - (a) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
 - (b) 船舶安全法第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- ~~(23)~~ 保護衣等は積載予定貨物に対して耐酸、耐アルカリ性及び防毒性に優れたものを使用すること。規則 S 編 14.1.1 で要求されるものとの個数上の兼用は不可とする。また、次の(a)及び(b)に該当するものをいう。
 - (a) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
 - (b) 船舶安全法第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- ~~(34)~~ 耐火救命索は、閉囲区画に入る者と区画外の者との間の合図にも用いることができるよう、30m 以上とすること。
- ~~(45)~~ 防爆型手提げ灯は、3 時間以上点灯し得るものとする。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2017 年 6 月 1 日から施行する。

S3 船体配置

S3.1 貨物エリアの隔離

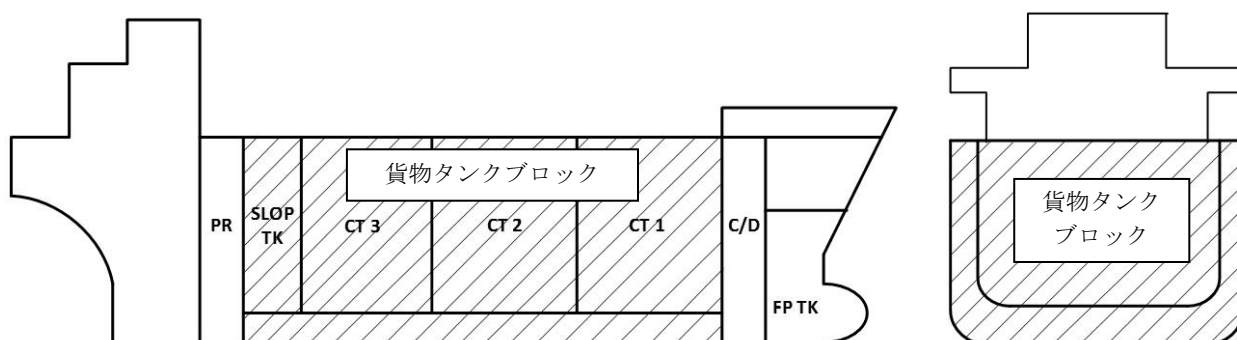
S3.1.5 として次の1条を加える。

S3.1.5 燃料タンクの配置

規則 S 編 3.1.5(1)にいう「貨物タンクブロック」とは、最後方の貨物タンク又はスロップタンクの後方の隔壁から最前方の貨物タンク又はスロップタンクの前方の隔壁までの間の全深さ及び全幅にわたる船舶の部分を用いる（図 S3.1.5-1.参照）。

図 S3.1.5-1.として次の図を加える。

図 S3.1.5-1. 貨物タンクブロックの例



SLOP TK : スロップタンク

CT1/2/3 : NO.1/2/3 貨物タンク

PR : 貨物ポンプ室

C/D : コファダム

FP TK : 船首部タンク

S11 防火及び消火

S11.1 一般

S11.1.1 を次のように改める。

S11.1.1 適用

~~1.~~ 規則 S 編 11.1.1-1.(2)にかかわらず、国際航海に従事しない船舶等にあつては、規則 R 編 21.2.2-10.及び 21.2.3-18.を適用して差し支えない。

~~2.~~ 規則 S 編 11.1.1-2.に規定する「代替措置」を講じる場合であっても、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 2 章 2.1.1(6)に定義する油タンカーにあつては、規則 R 編 4.5.1-8.を適用する。

~~3.~~ 規則 S 編 11.1.2 により、規則 R 編のタンカーに対する規定（ただし、10.2.1-4.(4)及び 10.10.2-2.は除く。）及び規則 D 編 14 章の適用を免除される貨物のみを運送する船舶以外は、貨物の引火点にかかわらず、規則 R 編のタンカーに対する規定（4.5.1-2.を除く。）及び規則 D 編 14 章に適合すること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2017 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査申込み又は改造検査申込みをする船舶以外の船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。